

7-2 財産権と、関連の問題 <基礎編>

財産権はどのように保障されているのだろうか？

いろいろな 財産権

ひとくちに財産権と言ってもその内容はさまざまである。市民生活の基本的なルールを定めた民法では、財産権として物権・債権・相続権が定められている。

また商法は商業活動における権利を定めている。さらに無体財産権や、漁業権などの権利も財産権の一部である。

物権は、特定の物（電気を含む）を他人に妨害されず自ら支配できる権利で、その中心となるのは所有権である。そのほか他人が所有する物を利用するために占有できる権利を占有権といい、例えば賃貸アパートの入居者は自分の部屋の占有権をもっていることになる。担保物権は、貸した金や受け取るべき金銭を確保できなくなったときに権利の対象となっている財産を処分できる権利で、質権・抵当権・留置権などがある。【①】

債権は、特定の人に対して一定の行為を要求できる権利で、多くは契約によって成立するが、不法行為・不当利得・事務管理【②】によって発生する債権もある。

親族の死亡により遺産を相続する場合には、遺言【③】の内容にかかわらず遺族（相続人）が一定の財産（遺留分）の相続を要求できる権利（遺留分請求権）がある。また多額の借金が遺されたような場合に一定の手続きを踏んで遺産の一部又は全部の相続を放棄することもできる（限定承認、相続放棄）。また普通養子は実親の遺産と養親の遺産の双方を相続できる。

無体財産権には、新しい発明に対して与えられる特許権や、音楽などの著作物に対して認められる著作権などがある。またアワビ・サザエなどの海産物や金属鉱石などの採取を認める漁業権や鉱業権などもある。

①通常、動産については質権が、不動産については抵当権が設定される。留置権は修理代を受け取るまで預かった品物の引渡しを拒否できる権利である。

②事務管理とは、傷ついた犬を飼い主に代わって治療してやる場合のように、「法律上の義務がないのに、他人の仕事进行处理すること」である。

③遺言をすると自己の財産の処分方法を指定できる。遺言がない場合には、民法が定める割合で相続される（法定相続）。

日本における主な財産権

民法が規定する財産権	物権	占有権、所有権、担保物権（質権、抵当権、留置権など）など
	債権	契約に基づく債権（贈与、売買、賃貸借、消費貸借、委任、請負など）、不法行為に基づく債権（損害賠償請求権）、不当利得に基づく債権（返還請求権）、事務管理に基づく債権（費用請求権）など
	相続権	遺留分請求権、限定承認権・相続放棄権など
その他の財産権	無体財産権	特許権、商標権、意匠権、実用新案権、著作権など
	営業権	漁業権、鉱業権、水利権など